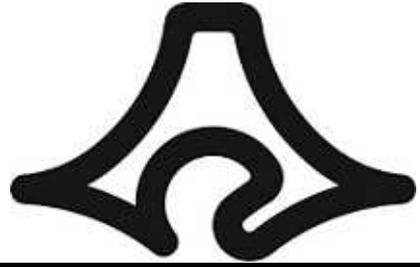


発表日 2024/09/19
タイトル 教職員の懲戒処分
担当 教育委員会 教育総務課、義務教育課
連絡先 勤務条件・監察班
TEL 054-221-3580



(趣旨)

静岡県教育委員会は、教職員の懲戒処分を次のように実施した。

(概要)

懲戒処分

- (1) 処分日 令和6年9月18日(水)
- (2) 処分量定 免職
- (3) 所属 富士宮市立内房小学校
- (4) 職名 主事
- (5) 年齢 41歳
- (6) 性別 女性
- (7) 氏名 重田 歩美(しげた あゆみ)
- (8) 事案概要(横領)

当該職員は、令和6年3月29日(金)から8月までの間、廃品回収収益金や給食費等の複数の学校徴収金の預金口座から、現金を不適正に出金する、保護者や業者等から集金した現金を口座に入金しないなどの行為を繰り返し、総額1,264,490円を私的に費消した。

(県教育委員会教育長 池上 重弘 コメント)

教育委員会が一丸となって不祥事防止対策に取り組む中、教職員がこのような非違行為を行ったことは、児童生徒、保護者をはじめ、県民の皆様の学校教育に対する信頼を著しく失わせるものであり、社会的責任はきわめて大きく、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会といたしましては、このことを大変重く受け止め、再発防止に向けて、教職員一人一人に対して、公金等を扱う重みの自覚を改めて促すとともに、市町教育委員会とも連携して適正な会計事務の徹底を図ることや、具体的・実践的な指導や研修を通じて、職員全体の一層の綱紀粛正と使命感・倫理観の高揚を図り、教育行政の信頼回復に努めてまいります。